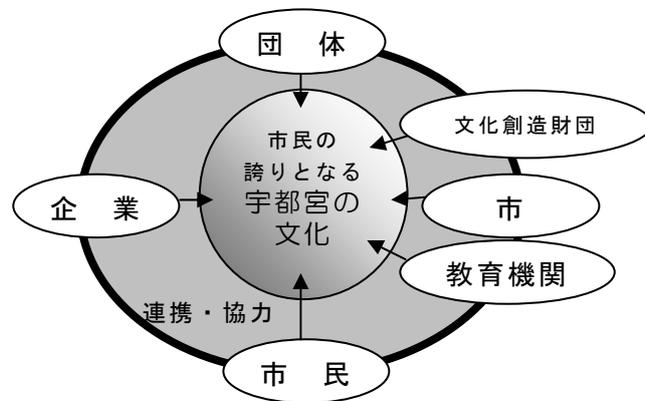


## 第6章 計画を推進するために

### 1 協働による文化芸術の振興

本計画を推進していくためには、市民、文化芸術団体、教育機関、企業、行政などの協働のもと、各活動主体が互いの立場を理解し、それぞれの役割を認識し、主体的に文化振興活動に取り組むことが重要です。



#### ① 市民の役割

市民文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主体は市民自身であります。市民には、一人ひとりが市民文化の担い手であるとの自覚を持ち、文化芸術に積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれが持っている経験や知識などの能力を大いに発揮することが求められます。

#### ② 文化芸術団体等の役割

市文化協会をはじめとした文化芸術団体は、これまでも市主催の市民芸術祭や文化芸術活動に対し積極的ににかかわり、文化振興事業を盛り上げてきました。今後はさらに、他の文化芸術団体や教育、福祉、観光などの団体や機関とも積極的に連携・協力し、本市の文化振興を推進するとともに、特に次代を担う子どもたちに、優れた文化芸術活動や地域の伝統文化などに伝える取組を推進することが期待されています。

### ③ 教育機関の役割

小・中学校においては、児童生徒の豊かな感性や多様な個性を育むために、多様な文化芸術活動に参加・体験できる機会を充実するとともに、文化財や文化施設等を活用し、地域の優れた文化に触れ親しむことができるようにすることが必要です。

また、高校生の音楽や美術などの文化芸術活動は、非常に活発であり、学校主催の催物から全国規模の大会まで数多く開催されています。高等学校は生徒の文化活動を広く支援し、健全な育成に努めることが求められます。

本市では、近年、音楽、美術そしてメディア芸術など文化関係の学校が設立されるなど文化芸術の振興にかかる環境に大変恵まれていると言えます。

今後は、大学等が持っている専門知識や人材、設備などを活かして、地域文化の振興に積極的に参画することが期待されます。

### ④ 企業の役割

企業は、文化芸術活動を支援するために、企業の社会貢献活動により貢献していますが、さらに、地域の一員であるとの自覚のもと、地域の文化活動への積極的な支援が求められるとともに、企業の持つ施設の開放や、事業のノウハウや人材などの資源を活かすことが期待されます。

### ⑤ 財団法人うつのみや文化創造財団の役割

市の出資法人である財団法人うつのみや文化創造財団は、舞台芸術及び美術の専門知識・技術を活かし、質の高い事業を提供するとともに、そのノウハウを市民に伝え、市民主体の文化活動を推進する中核機能としての役割が期待されます。

### ⑥ 市の役割

文化振興における行政の役割は、文化芸術振興基本法において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と位置づけられており、本市の文化芸術の主体である市民の文化活動を支援することにあります。

本計画には、文化部門以外にまちづくり、産業・観光、教育、福祉、環境、都市整備、国際交流など幅広い部門の施策を取り上げ、庁内において相互連携を図りながら計画の推進に努めます。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 進行管理

計画の実現に向けては、施策事業の着実な推進が重要であることから、特に「重点施策・事業」を中心に、それぞれの取り組みを、計画的に進行管理します。

進行管理にあたっては、事務事業評価システムを活用しながら、重点事業の活動指標を参考に、毎年事業の成果の評価・検証、見直しを行い、効果的な事業を推進します。

### (2) 庁内推進体制

#### ① 推進委員会の設置

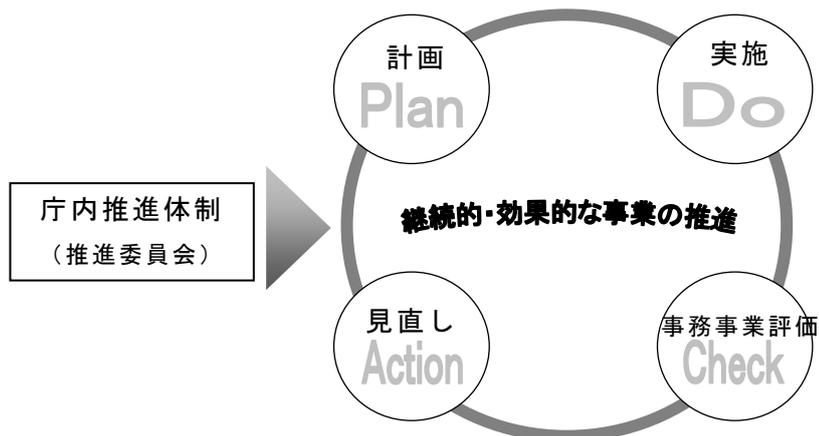
本計画を着実に推進するため、関係部局で構成する推進委員会を設置し、計画の進行管理および文化振興に関する調査研究を行います。

#### ② 全職員への PR，研修による意識啓発

・ 本計画の説明，文化関連情報の提供などを行います。

#### ③ 人材育成

・ 文化行政を担う職員を育成します。



### 3 継続的な文化振興のために

文化芸術は、継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものです。こうした文化芸術の特質から、日本の経済成長が鈍化する中においても、文化芸術活動には短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的・継続的な視点に立つことが求められています。

本市においても、この地で生まれ、培われてきた歴史や文化などの保存・継承と、本市の個性ある文化資源を活かした活力と特色あるまちづくりを継続的に進め、次代に引き継いでいくためには、本市文化振興の基本理念に基づき、市民とともに、長期的・継続的な文化活動を行う必要があります。

このため、本計画の着実な推進を図るとともに、今後は文化振興の理念や基本方針を市民、企業、文化芸術にかかるすべての団体等そして行政が共通認識できる方法等、継続的に文化振興を行うためのしくみについて、制度面、寄付金の活用など、さまざまな観点から研究・検討してまいります。